

## 平成 31 年度地域から孤立をなくす活動支援事業 受配申請書提出要領

近年、社会経済環境の変化に伴い、地域においても社会的孤立の状態にある人たちをめぐる課題が深刻化しています。

社会的な孤立に至る要因は、不登校や引きこもり、離職、病気など様々なものがありますが、それら個別の課題を解決するための活動を推進するとともに、関係機関が連携し、社会の一員として包み支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

中央共同募金会では、全国共通助成テーマとして「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合う仕組みづくり～」を掲げています。愛知県共同募金会（以下、「本会」という。）においても、地域における社会的孤立の課題解決や予防に取り組む活動を次のとおり支援します。

### 1 対象団体

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 法人格を持たない任意団体

ただし、以下の（１）から（８）までをすべて満たす団体とします。

- （１） 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を行う非営利団体であること。
- （２） 愛知県内に所在する団体であって、かつ、愛知県内で継続的な活動を行っていること。
- （３） 団体の定款または会則・規約等、前年度の事業報告書、決算書、今年度の事業計画書、予算書を作成していること。
- （４） 配分を受けて行った活動について、本会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。
- （５） 申請した事業が遂行できる運営体制があること。
- （６） 経営の基礎、管理の状況に信頼性があり、地域住民から信頼されていること。
- （７） 団体の目的や活動が、政治・宗教に関わりがないこと。
- （８） 市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力との関わりがないこと。

### 2 対象事業等

愛知県内で実施する次の事業。

#### （１）対象とする事業

- ・ 地域で孤立する恐れのある人や生活課題のある人を社会の一員として、包み支え合う仕組みづくりを進めるために、関係機関・活動団体・住民が連携して行う事業
- ・ 地域で孤立する人や生活課題のある人を把握したうえで行う具体的な支援活動

〈活動の例〉

- ア 生活困窮世帯の子どもの学習支援など「貧困世帯」への支援
- イ 「いじめ」や「引きこもり」に対応した地域でのサロン活動や不登校の子どものフリースクール
- ウ 「ニート」、「引きこもり」にならないための活動、なった人への場づくりや支援
- エ 「DV」、「虐待」を防止するための活動、被害者への支援
- オ 経済的困窮者の中間的就労のための事業
- カ 障害がある人の就労の場づくり
- キ 高齢者の徘徊時の緊急対応や見守り体制づくりなど、「高齢者の安全と家族等への安心をサポート」する活動への支援
- ク 防災・減災、防犯など「安心、安全なまちづくり」を進める活動への支援

(2) 対象とならない事業等

- ア 対象とならない事業
  - ・ 構成員の互助共済のみを行うもの
  - ・ 営利のために行っていると見なされるもの
  - ・ 国または地方公共団体等の責任に属すると見なされるもの
  - ・ その他、本会において不相当と認めたもの
- イ 対象とならない経費
  - ・ 団体の運営に係る管理経費
  - ・ 団体の本来の活動に関する人件費
  - ・ 団体の運営上必要な機器や備品等の購入費
  - ・ 団体の事務所の借り上げ代、補修・改修費、光熱水費
  - ・ 飲食費またはそれに類する費用
  - ・ その他、本会において不相当と認めた費用
- ウ 設備整備又は備品購入のみの事業

3 事業実施期間

平成31年度

4 配分申請額

1団体につき10万円以上30万円以内(万円単位)

5 受配申請書の提出

様式「平成31年度地域から孤立をなくす活動支援事業受配申請書」(以下、「受配申請書」という。)をご記入の上、「添付書類」に記載の関係書類を添付し、本会にご提出ください。(郵送可)

## 6 受配申請書の受付期間

平成30年6月4日（月）～平成30年7月27日（金）[必着]

## 7 配分の決定までの流れ（予定）

平成31年3月上・中旬…内定または対象外の連絡（配分委員会にて承認後）

平成31年3月中・下旬…理事会、評議員会にて決定

平成31年4月上・中旬…配分決定通知書の交付

## 8 注意事項

- (1) 共同募金は、県民の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、適切な内容でご申請ください。
- (2) 当申請の事業は、配分決定通知書交付後に実施するものです。配分決定通知書受理前に事業に着手した場合は、配分決定を取り消します。
- (3) 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還いただきます。
- (4) 本会へ提出した受配申請書の控えは、最低6年間保管してください。
- (5) 他の助成団体への同一内容の重複申請はご遠慮ください。
- (6) 要望にお応えできない場合がありますので予めご了承ください。

## 9 受配申請の取り下げ

やむをえず、受配申請を取り下げる場合には、速やかに愛知県共同募金会へご連絡ください。

## 10 提出先、問合せ先

〒461-0011

名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内  
社会福祉法人愛知県共同募金会

TEL 052-212-5528 FAX 052-212-5529



(様式)

平成 年 月 日

## 平成 31 年度地域から孤立をなくす活動支援事業受配申請書

社会福祉法人愛知県共同募金会長 様

### 1 法人・団体の概要

法人格 (該当欄に○を付してください)	特定非営利活動法人 任意団体(法人格なし)	法人認可(認証)、団体発足年月日 昭和 年 月 日 平成
法人・団体名	ナガナ	
代表者職氏名	印	
所在地	〒 TEL ( ) FAX ( )	
法人・団体が 行う主な活動 内容		
本申請の 事務担当者 の連絡先	(役職)	(氏名)
	TEL	FAX
	E-mail	

県共募 記入欄	受付通番		受付欄	備考
	区分番号			
	処理番号			

## 2 申請事業内容

申請事業名	「～の～のための～事業」のように具体的に記入してください
-------	------------------------------

主な活動地域	例：愛知県内、〇〇市内、△△市及び近隣市域
--------	-----------------------

申請理由	<目的> 現状と課題等をご記入ください。（簡潔にまとめてください）
	<事業内容> 申請事業の内容について、人数・回数・場所など、できるだけ具体的に記入ください。（250字以内）
	<期待される効果> 申請事業を実施することにより期待される効果についてご記入ください。（簡潔にまとめてください）

資金計画	①配分申請額（※）			0	0	0	0	円
	②自己資金							円
	③(①+②)事業費総額							円

※ 配分申請額は、10万円以上30万円以内（万円単位）。



### 3 添付書類

「添付確認欄」の該当部分に「○」を付し、受配申請書と併せてご提出ください。

添付書類	留意事項	添付確認欄
定款、会則、規約等	○最新のを添付する。	
前年度の事業報告書・決算書	○平成29年度のもので法人・団体全体のを添付する。	
今年度の事業計画書・予算書	○平成30年度のもので法人・団体全体のを添付する。	
法人・団体の要覧、パンフレット等	○法人・団体の概要(事業内容・規模等)がわかるものを添付する。	
その他、法人・団体の活動がわかる資料	○申請事業に関する資料を添付する。	

..... アンケート .....

○貴法人・団体は、平成30年度に共同募金にどのような協力をする事が考えられますか。該当する項目に☑を付してください。

<input type="checkbox"/> 協力できない <input type="checkbox"/> 街頭募金に参加する <input type="checkbox"/> 施設(団体事務所)内に募金箱を設置する <input type="checkbox"/> イベント開催時に募金箱を設置する <input type="checkbox"/> 職員(従業員)を対象に寄付を募る <input type="checkbox"/> 共同募金ポスターの掲示 <input type="checkbox"/> 機関紙、ホームページ等で共同募金のPRをする(貴配分事業の掲載を除く) <input type="checkbox"/> その他 内容をご記入ください( )
--

ご回答の内容は、配分の選定に一切影響いたしません。

この申請書に記載いただいた個人情報、配分案件の審査、通知、連絡等に使用します。また、許可なく第三者に提供いたしません。